

規制改革会議 雇用・就労タスクフォース 議事概要
(平成20年度 第6回)

1. 日時：平成20年11月11日(火) 17:23～18:19

2. 場所：永田町合同庁舎2階 A(207)会議室

3. 議事：厚生労働省との案文折衝：

「理容師及び美容師資格制度」について

4. 出席者：<厚生労働省>健康局 生活衛生課 松岡正樹 課長

<規制改革会議>八田主査

5. 議事概要：

○事務局 それでは、厚労省さんとの「理容師及び美容師資格制度」についての案文折衝第2回目を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○八田主査 今日は全部削除で、個別の案文の折衝にはなりませんので、議事録は公開させていただこうと思います。よろしいでしょうか。

○松岡課長 議事録公開という形ですか。わかりました。

○八田主査 あらかじめお話しした方がいいと思ひまして。細かい文言の折衝のときは公開しないが、普通のヒアリングはだいたい公開しています。

○松岡課長 前はどうかになりますか。

○八田主査 前は文言の調整という会議だったから、公開だとは申し上げなかった。

○事務局 前回のような会議は非公開でやっていることが多いです。

○松岡課長 その辺前もって言うていただければ。

○八田主査 具体的施策のところをお願いします。

○松岡課長 では、問題意識は見解の相違があるということですがとぼして、具体的施策についてご説明させていただきたいと思ひます。

まず、アのところ。先般説明したとおり、現状でも無資格者による施術がないように保健所による指導や、業界団体による適正な努力を行っております。無資格者の施術が判明した場合には、保健所による取締り、立ち入り検査など行って取締りを行っています。極端な場合は閉鎖命令という法的措置もあります。こういった方法をとることで、十分対応しておりまして、営業者も生衛法に基づく組合活動を通じて、法律を遵守した営業を行っていると承知しています。無資格者による不適切な施術がはびこっているとの指摘がありますが、そのような実態は承知しておりません。そのような状況の中で、ご指摘のような規制強化を行うというのは、特段の理由はみあたらないと考えてます。カット技術に特化した必要性のない資格を創設するというので、こういった規制強化をはかろうとするのは本末転倒だと考えています。

ご指摘の仕組みを導入するためには、義務付けや守られない場合の制裁措置などを講じ

る必要があります。これには法改正を要することになりますし、保健所などの体制強化を必要とします。他の業務独占資格などとのバランスから考えていくべきものです。規制強化の理由が特段ない中で指摘のような仕組み導入は困難であると考えており、答申案から削除すべきだろうと。なお、中間とりまとめでもこの指摘は何らなされておらず、この段階でだされるのは、甚だ問題だと思います。

2番目。基本的なカット技術に特化した資格の創設ということですが、カットサービスはそれぞれ理容美容で固有の知識技術に基づいて行うということで、ニーズに応じておりますので、それぞれ固有の知識が必要で、カット資格のみでは十分なサービス提供が困難。カットに特化した資格を新設するということがやられたとしても、理容所、美容所は小規模経営が多いので、業務の一部しか出来ないこのような資格を作っても、どの程度求人が行われるか見込みがたたく、安定した雇用がなされる保障はないと考えております。カット技術に特化した資格をお持ちの方が業務に従事しながら理容師、美容師の資格をとるのは、いろんな業務やりながらやるわけですので、難しいと考えております。カットに特化した資格を有する方は全体の知識を持ちませんので、その中でいうと低技能の資格者にとどまりますので、必要な職業能力を高めていく発展性がむずかしい。それから、開業して持続的営業をしていくのは難しいだろうと考えております。業務独占資格だが、全ての理容業、美容業の業務を行えない、一部のカット専門店のみでしか働けない人をつくるということで、理容業美容業における資格として不相当と考えております。仮にこの資格を設けた場合、理容所美容所で自らの資格をこえた業務を行うのを防ぐのはきわめて困難と考えております。したがって、衛生水準維持が困難になるばかりでなく、理容業美容業に携わる人の質の低下を招くので、資格全体の信頼性を損なうということになります。また、名札着用したらどうかといわれているが、カット技術に特化した資格を創設するためにやるというご指摘であろうかと思われるので、本末転倒だと思います。カットだけやっているか確認するのは非常に困難でありまして、名札着用を義務付けたとしても常に監視するのは困難でありますので、結果として資格範囲をこえた施術が横行するようなことになるであろうと考えられます。

次のページですが。理容師、美容師は異なる施術を行いますので、資格を統合する必要はございません。専門資格の創設は、既に行われているサービスについていたずらに資格を細分化し、いたずらに制度を複雑化するだけであります。法改正を要する内容でありますけれど、そういった必要性は高いとはいいがたい。したがって、答申案から削除すべきと考えております。

次でございますが、ウのところの重複届けですが、理容師法美容師法で、それぞれ異なる店舗での営業を前提する制度で法制化されており、法の趣旨を無視する形で同一店舗で理容美容双方の届出を認めることはできないと考えています。23年通知で、それぞれ別個でなければならないとの運用がなされており、長きにわたってこの営業者・利用者にうけいれられているところでございます。今般、ご指摘で、両資格保有者のみの勤務と書かれ

ております、仮にそういう形で重複届けを認めた場合、両資格保有者が勤務するということを前提とした場合であっても、両資格保有者以外の方が勤務し、片方の資格しか持たない人が施術するような事態も生じかねないので、衛生水準の確保に支障をきたすだろうと考えております。それから利用者にも混乱をきたすと考えております。長年別々の施設でやるということで運用してやられておりますので、制度の運用で通知でやられているということで運用だけ変えればいだろうということではなく、法の趣旨からくるものと考えられますので、法の手当てが必要となりうると考えられます。したがって、これについても、答申から削除すべきと考えております。説明としては以上です。

○八田主査 ありがとうございます。

まず、最後のウの重複届出容認についてですが。これについても、実際には両資格保持者以外が勤務し、いずれかの資格しか持たない者が資格の範囲をこえてやるかもしれないということですよ。カット技術に関するところも、カット技術に特化した資格を設けた場合、美容師法理容師法における自らの資格を超えた業務を行うことを防止するのはきわめて困難であるといっているわけです。

その一方で、最初のところ、アのところでは、無資格者の施術について判明した場合には、保健所も立ち入り検査することができるし、閉鎖命令という法的措置もある、さらに法律があって組合活動を通じて法律を遵守した営業を行っているとおっしゃっているということですよ。現状で、非常にきちんとした体制が整えられているとおっしゃっているのに、両資格を持っている人がやる場合には、現状のチェック体制が機能しないとおっしゃるのはどうしてなんですか。

○松岡課長 もちろん、仮に制度を設けた場合チェックをしなきゃいかんとなると思いますけれど。2つ理由があり、法律の趣旨のところはひとつ、つまり別の施設でやっていたくという形と・・・。

○八田主査 そういうことでなく、ごまかす人がでてくるということ、重複届出の場合にはあるとおっしゃるのに、現状ではないというのはどうしてなのでしょう。

○松岡課長 現状は、理容所だから理容師、美容所だから美容師がいるという形で、場所によりはっきり区分けしているわけでありまして。その場所と人が明確に一致するという形でありまして、そのもとでは、しっかり規制を行うのは可能でありましようけれども、両資格を持っている人がいて、その中に片方のみの人がまじってくるという事態は、理容美容の人の入れ替わりは非常にありますので、そういうのはおこりえるということになると、そこをおさえるのは難しいのではないかと想定されます。

○八田主査 理容院で、資格のない人が施術をしているということは絶対ないが、理容師美容師両方持っている人が勤務する美・理容院では、一方の資格のみ持っている人が働く可能性があるというのは矛盾していませんか。

○松岡課長 全くないといっているわけでない。無資格者が働いていれば、保健所に通報がいて、調べに行ったら是正に入るということをやっているということなんです。今の仕組み

であればはっきりしているのですが、両方の重複の資格をもってやったという場合だと、なかなか難しいだろうと考えている。

○八田主査 今だってわからないのではないですか。何の証明書もないので、資格を持っているかわからないですよ。

○松岡課長 保健所などに通報が入ったりしてやったりします。

○八田主査 通報しようにも、理容師と自称していたらわかりませんよね。

○松岡課長 ある程度腕がどうだとか技術がどうだということでおかしいんじゃないかということが入ってくる。

○八田主査 理容師資格のない美容師が、両方の資格を持つべき美・理容所で働く場合も、同じじゃないですか。

○松岡課長 無資格者はハードルが違うのでわかるわけですね。怪しいという通報が入ってくる。

○八田主査 理容師資格を持たない美容師が、美容院で働いて通報されるのなら、彼女が美・理容所で働いても通報されるのではないですか。

○松岡課長 美容師の人が理容やるとなると、無資格と比べると、一見大きな差があるかどうかということはあるかと思う。

○八田主査 通報がとたんに難しくなると。

○松岡課長 通報をやるにしても難しい点がある可能性はあると思いますね。

もうひとつは、理容師美容師両資格を持っている人がどれほどいるかなんですが、実際のところ、こういった方がどれほどいらっしゃるかというと、かなり限定されてくるんじゃないかなと思います。

○八田主査 誰にも迷惑はかからないのだから、新しい事業にチャンスを与えようということが狙いです。チャンスを与えることはできないという根拠として、数が多いとか少ないとかは関係ないですよ。

先ほどの話にもどりますが、美容院で、実際にパーマもカットもやって非常にうまくやっているが、資格持っていないという人がいくらでもいるわけですよ。それをチェックするすべは、技術が下手だからということではないと思うんですよ。アクアの例をみても技能が下手だからチェックが入ったわけじゃないと思うんですよ。競争相手からの「ちくり」でしょ。なかなかチェックできないと考えるのが当然で、現状の美容院でも、私どもが提案している美・理容院でもチェックできないなら、おっしゃる趣旨はよくわかります。それなら根本的なところが、できていないわけですから、できるような仕組みを作ったらどうでしょうか。簡単なことですから、名前の表示なんかをするようにしましょうと、ご指摘があるから言ってることですよ。

○松岡課長 議論として、重複届けをやるために、ある程度、実行性あがっているものを、規制を強化するのは本末転倒ではないかと思う。

○八田主査 現行制度の基本問題があるんだよということをご指摘されているんですよ。き

ちゃんとしたチェックが行われていないということ。われわれとしては、それをきちんとやったらいかがかということ。

○松岡課長 われわれとしては、保健所なり業界団体での適正化努力の2つでしっかりやられているということです。

○八田主査 そうしたら、両資格のある場合も同様にチェックできるでしょう

○松岡課長 もうひとつ、理容と美容両資格者持っている中に、美容師・理容師が入ってくると、技術的なことでいうと難しくなる。それから、もうひとつ、法の趣旨目的からくるのは無視できないと考えます。

○八田主査 ここは全く理解できないところなんですよね。松岡さんによると、業界団体が監視できるということですが、身内の組織で第三者機関ではありません。それよりは、きちんと資格等を明示させるという簡単な措置をした方がはるかに有効ではないですか。規制強化だというのが、その弊害は利益に比べて、無視できる程度ではないですか。

○松岡課長 そうは思わないですね。規制強化については、それ相応の理由が必要だと思います。無資格者がはびこっていて被害が生じて社会問題になっているような実態が。

○八田主査 被害がおきて社会問題になるまで待つんですか。

○松岡課長 そういうことを言っているのではなく、今のところきっちりおさえられてやられているわけですね。

○八田主査 前回の取締りの数値をみたところ、考えられないくらい少ないですよ。私の個人的体験でも、同じ町で2件も違反あった。それが、全国で年1とか2件。そんなことありえないじゃないですか。

○松岡課長 それは閉鎖命令だけの話です。指導もやっており、その中で保健所で是正させています。

○八田主査 指導とは無資格者に対する指導ですか。

○松岡課長 色々あります。無資格者だけでなく、登録してなかった人が働いていたとかも。

○八田主査 そんなにたくさんあるなら、ますます名前提示させたらよいのではないですか

○松岡課長 一番の問題は無資格者でありましょうけど、指導というのも色々ありますので、ちゃんと届出の仕方がどうだとか、設備がどうだとか、別に無資格者だけ指導をやっているのではないんですけれど。そういった中で、無資格者なども排除する形で、行政としてはきっちりやっていますので、それをあえて名札をつけさせるだとかをやらせる法律を作ってまでやらせる必要があるかというとはなはだ疑問があります。

○八田主査 法律作らないですむならよいのですね。

○松岡課長 法律を作らなければ義務付けはできないと思います。

○八田主査 厚労省で通達だして、それをうけて、都道府県知事が衛生上必要な措置として定めることは可能ではないですか。というのは、資格を持っている人は衛生に関する訓

練をうけているが、そうでない人はうけていないですよ。ですから、理容師法第12条や美容師法第13条にそって都道府県知事がそういうことを定めるのはできるのではないのでしょうか。

○松岡課長 自治事務でやっている事項ですので、通達を出してやらせるというのは難しいと思います。技術的助言ということになる。やらせるということになりますと、営業者に対し何らかのことをやらせることになるので、法律改正なりをしないとできないと思います。

○八田主査 技術的助言するわけで、しかも、理美容師法で衛生上必要な措置を知事が定めることができると書いてあるわけですよ。

○松岡課長 衛生上の措置というより、とにかく、資格の表示を直接営業者に義務付けるわけで、法律にちゃんと書いてやらないと担保できないと思います。業界で自主的に、サインポールのようにやるのはできるでしょうけど、全部やれということであれば、法律改正がないとできないということになります。

○八田主査 そうは思わないですね。衛生上必要な措置は今でもできると思いますね。

○松岡課長 昔のように役所で通知だしていろいろやる時代ではなくなっていますし、はっきりやらないとかなり危ないことだと思います。

○八田主査 衛生上の観点からみると、きちんと名札を提示するのは基本的には望ましいことではあるが、法改正が必要というお考えですね。

○松岡課長 法改正は必要ですし、やらなければならない理由が必要ですね。今そこまでやる必要があるのかと。

○八田主査 しかし、衛生的なことを担保するには、衛生について訓練を受けた人がやっている確証をお客さんは欲しいですよ。

○松岡課長 利用者からわかりたいというのは理解しますが、あくまで、業界なりで自主的に努力してやっていただくというやり方もあるだろうと思います。

○八田主査 なぜ決められないんですか。衛生や食品安全は業界の内側でやらせるよりは、政府が決めて、きちんとそれに従わせたほうがいいですよ。でないと責任がわけわからなくなりますよね。

○松岡課長 現状の保健所などの仕組みである程度しっかりやれている状況にあるので、それにそった形でやっていくということで対応していけば十分ではないかなと。

○八田主査 しかし、お客さんからみると衛生的なことが担保されていることがほしいので、名札を要求するのは当たり前ではないですか。資格をもっているか、お客さんにわかるような仕組みをとるべきではないですか。今は、それが全くわからない仕組みにしてあるわけですよ。

○松岡課長 それを言えば、お客さんから言っていてそれを全部やれということであれば、法律なりで担保しないとイケないんですが、法改正をするというのは、必要性が高い、緊急性が高いなどそれ相応の理由が必要だろうと思います。

○八田主査 資格をもった人がやるのは衛生上必要だということはある。現状は、お客さんから資格があるかは全くわからない仕組みになっている。それを放置しておくのがいいのかということなんですよね。それを、直そうということは、当たり前のことだと思うんですよ。表示について疑われている時代に、お客さんからその人の資格がすばっとわかる仕組みを作るのは当然だと思います。

○松岡課長 ある程度現場を規制していくということである以上、規制強化になる以上、それ相応の緊急性や必要性が必要だろうと思いますが、今の状況である程度担保できていることからすると、そこまでやる緊急性、必要性があるかは疑問を感じますし、他の業種でもそんなことがやられているかというバランスも考える必要があるだろうと思います。

○八田主査 カット師の創設や、両方の資格を持つ人が1箇所兼ねる施設の設置は、消費者にとって望ましいことです。それができないほとんど唯一の理由は、「資格の表示は規制強化だ」ということのようにです。資格をきちんと表示すれば、色々な制度改革の可能性がでてくる。ご指摘になっているのは、今の制度の根本的な欠陥を指摘され、これがある以上、ほかには拡大できないと言ってもらっちゃと思うんですよ。

○松岡課長 規制改革会議の指摘は、カット師を導入するためにこういう規制強化をはかろうと。

○八田主査 カット師だけでなく、混在のはなしもある。

○松岡課長 両方あるかもしれないが、カット師が大きな理由だと思われまます。

○八田主査 これが終わったら、もっと色々要求したいんですよ。理美容に関する色々な問題あるから、せめて今最初にこの2つ言っているだけです。

○松岡課長 カット師を導入しようという理由で、こういうものをむりやり規制強化しようとするのは、甚だおかしいのではないか。

○八田主査 面白いのは、カット専門業者をすごく敵視しており、あたかも会議がその味方をしているという意味合いでとれるのだが、そういうことでよろしいんですか。

○松岡課長 そういうことを申し上げているわけではないんですけれど。

○八田主査 2つ書いてあるのに、カットの話だけおっしゃるといのはどういうことなんでしょうか。

○松岡課長 アの話が後からでてきたのは非常に不自然ですね。

○八田主査 両方の話に関連してる。いかにも業界代表の発言のように聞こえますね。業界の利権を守っているような主張では。

○松岡課長 利権を守っているとは言っていないです。

○八田主査 厚労省の政策目的は消費者のためでしょう。消費者のためにいいサービスが提供できるような、衛生がきちんと担保できるような、そういうことをやる場所でしょう。業界の利益を守るためなんですか。

○松岡課長 そういうことではないですよ。そういうことを言われるのであれば、会議の

主張は、一部の業者の言われたのをなぞった形で書かれている。

○八田主査 それは、面白い。2つのことを申し上げているのに、カットの方だけを取り上げて、我々の提案が一部の業者のためだとおっしゃるのは、奇異に感じます。

○松岡課長 消費者のことももちろん考えますし、業界で働いている人がどうあるのか、まじめに仕事をしている人が適正にサービスをできるようにしていくのも考える必要がありますので、現場が混乱せずにやっていけるか業界の意見もきいて、やっていきます。その中で、カットやっているお店の方も理容師、法美容師法にそってきちんとやっていただくということであれば、そういうことでやっていただきたいと考えているということ。

○八田主査 これから理美容師になろうという人たちのことはあまり考えないんですか。

○松岡課長 雇用就労のワーキングということで、言われているのだと思うが、色々考えると、カットの一部の資格をもってやっていくということは、この業界で働いてやっていくという人にとっても十分な資格でないままで、先の展望を持ちがたいということもありますし、衛生水準の確保という問題が生じてくるということで、適当でないと考えております。

○八田主査 カット師は衛生について学んだ人に資格を与えようというものです。衛生については関係ないでしょう。

○松岡課長 衛生については、カット資格をこえた業務をやるのが横行しかねない。これが目に見えてますので、衛生水準の確保からいくと問題があると思います。

○八田主査 名札をだせばよいですよ

○松岡課長 それだけでは防げないですよ。

○八田主査 お客さんがこの人の資格が何であるかをわかるようにしていくのは一番有効な手段ではないですか。

○松岡課長 理容師、美容師の資格を持たれている方と無資格の方で、資格ではっきりわかれているが、カット師でやると、そこで働いていい状態になるようなことであれば、いちいちその人のやった行為で、無資格行為をやったかひとつひとつ見る必要がありますが、常に監視はできないので、実際には難しくなります。すると、なし崩し的に資格をこえた行為をやるのが横行しかねないので、衛生水準の確保からいくと、非常に問題あると思っています。

○八田主査 重複届けの問題の方はどうですか。資格を提示すればそれだけで解決する。

○松岡課長 根っこに法律がそれぞれ別の施設でやるということを前提にして成り立って、長らくそういうことでやってきているので、それを運用で変えるのは、難しいことだと考えてます。

○八田主査 両資格保有者以外が勤務して、片方の資格しか持たない人が、資格の範囲を超えて施術を行うことが生じかねないとおっしゃっているから、名前を提示させればそれはない。

○松岡課長 現状からすると、かなり踏み出していくことになるので、こういう問題があ

る状態を新しく作り出すことがいいのかということで、われわれとしては問題があると思います。

○八田主査 資格証を出させればそれは解決するじゃないですか。

○松岡課長 資格証をだすということは、議論としてはあるとしても、その中で、両方の資格をもっている人でやっているのか、ということで、それぞれの場面で行為を見ていく必要があります、そこで違反があったか見ていくのは非常に難しい状況になると思います。

○八田主査 お客さんにとって、資格がわからない状態であればそうかもしれない。きちんと免許提示させていれば明確にわかるではないですか。

○松岡課長 免許の表示の話になるんですが、先ほど申したように表示の話はそこまではたしてやる必要があるのかといったような。

○八田主査 資格証の表示さえすれば解決するわけですよね。

○松岡主査 ですから、表示そのものをやらす必要あるのか。それから、はたして、重複届出を認めるために、新しく規制強化をやっていく必要があるのかといったことがあります。

○八田主査 美理容の制度に関しては参入自由化のために必要な改革はほかにも数多くあります。課長がご指摘されたのは、今の理容師美容師制度の根底に関わる問題で、今お客さんにとって、この人が資格もっているか全くわからない状態にあるんですよね。

それならば、根底のところをなおしたらどうでしょうか。そうしたら、今私どもが提案している以外の、もっといろんなことができる。そこが障害だというならまずそこをなおさないと、いろんな表示の問題がおきているときに、ここでも無資格の人がやるようなことがおきたら大変ですから、ぜひともその表示はやっていただきたいと思います。そういうことをずっとご指摘になっていると思うんです。

○松岡課長 両資格保有者で重複届出を認めるというニーズがどれほどあるのか…。

○八田主査 そんなことないですよ。

○松岡課長 法改正をするといったようなことにも…。

○八田主査 人々にチャンスを与えるという大義で十分です。参入の自由化に役立つ政策に関して、その効果を正確に予測する必要はありません。自由が原則。そして、衛生のために規制が必要というなら、それはやる。既存の業界のために参入制限するというのとはあってはならないことだと思うんです。

○松岡課長 これをやることで、どれほど重複届出の必要性があるかどうかという必要性の議論になりますけど、法改正をやるということであれば、それなりの緊急性、必要性がいます。そこまでいくような必要性があるようなものなのか、それをやるために逆に今できているようなことをさらに規制強化して名札つけさせるようなことまでやらせる必要性・緊急性がはたしてあるのかということになると思います。

○八田主査 名札、少なくとも免許提示することは、最低の消費者に対するサービスだと思いますが、意見が違うということですね。

他にありますか。

○事務局 ひとつ確認させていただきたかったのが、アのご回答にある組合活動とは具体的にどのようなことか教えていただきたいのですが。

○松岡課長 組合の中で適正化のための努力というかたちで、いろんな形で制度の周知を図ったりとか、しておりますし、組合の中で言うと、エスマークといった形での表示の営業約款を作ってそれを推進するようなことをしています。そういった形で、みんな適正な形でサービス提供するようにしましょうということをしています。

○事務局 法律上の規定でいうと8条1項4号ということでしょうか。

○松岡課長 8条の事業でそういうことやっています。

○事務局 ダイレクトにそこまでの記載はないので、どのカテゴリでそういうことなのかということですが。4号ですか。

○松岡課長 4号ですね。

○事務局 その業務の一環として、そういうことなってるということですね。

○松岡課長 そうです。

○事務局 後ほどで結構ですので標準約款いただけますでしょうか。

○八田主査 この前も申し上げましたが、同じ場所に理容師美容師両資格持っている人が美容所と理容所を開設するということは、私どもは完全に合法であると考えています。むしろ、23年通達が今の行政手続法のもとでは無効になってしまっていると考えております。なぜかという、基本的には、届出は、理容所の条件、衛生などに関する条件をみたして届出が行われたら、届出が、郵便がついた段階で受理されたことにするというのが手続法の趣旨ですし、美容所についても、全く条件をみたしているものであれば届いた段階で受理されたことになる。そうすると、届出に関して裁量的なことをさせないのが手続法の趣旨ですから、23年通達自体が無意味になっていると思うのですが。どうお考えですか。

○松岡課長 われわれは無意味になっていると考えていません、届出したとしても、一見設備など揃っているということであれば、一応届出を受けますが、ただ、そこで理容所でやっているところで美容所ということでは届出があるということであれば、そこには美容所としての実態がない、ある意味住所がないといったようなことですので、後で調べていってそれが無いということであれば、実体が揃っていないということであれば、もともと届出自体がおかしかったということにしかありませんので、もともとあった届出はお返しするしかないということだと思います。

○八田主査 法律で定められた条件を満たして限り、断る理由はないんじゃないですか。

○松岡課長 一見それだけみて満たしているように見えても、実際、その場所でできるような状態になっていない、そこにある意味で理容所としてあるということであれば、美容所としての場所がないということの意味するということになりうると思いますので、それは当然届出がもともと実質的に意味はなかったと判断せざるをえないです。

○八田主査 それは23年通達に関係なくそういうことですか。

○松岡課長 23年通達があるということがよりどころですが、23年通達がなぜかというのと、もともと理容所美容所別々に施設をやるということを前提に法律ができていて、それをもとに通達がそれをはっきり示したということであるので、そういう意味で、法の趣旨目的にそった運用であると考えております。

○八田主査 行政手続法は23年通達よりはるかに後にできたわけですが、そこでは、基本的に、法律の要件を、届出の要件をみたしていれば受理したものとすると、必ずしなさいということになっているわけですよ。

○松岡課長 届出自体が実態が揃ってなかったら、実態がないようなものであったと考えるという整理になると思います。

○八田主査 手続法がいろんな通達をもってどんどん曲げられてしまうということですか。

○松岡課長 そういうことではないと思いますが。

○八田主査 そうだとすると、通達があるなしに関係なく認められないとおっしゃっているんですね。

○松岡課長 そうですね。通達あるなしでなく理容師法美容師法が2つあって、そういうことを前提とした法律になっているからということ。

○八田主査 基本的には通達に関係なく手続法があっても理容師美容師が同一箇所で行うことはできない、23年通達はここに関しては関係ないとおっしゃっているわけですね。あるんだとすると、どんどん通達をだせば行政手続法は曲げられてしまうわけですよ。

○松岡課長 通達自体は法律の当初からだされているものなので、法の基本的考え方を示したものであろうと思います。途中で役所がルールを新しく作ったりというものではありませんので、まさに法律そのものを明らかにした形での通達ではないかと思います。

○八田主査 もう一回明確にしておきたいんですが、先ほどおっしゃったのは、通達あるなしに関わらず、いっぺん美容所として認められたものは、理容所としては認められないとおっしゃたんですね。

○松岡課長 理容所として届出をだされているものが、また美容所ということで届出がなされるということであれば、既に美容所として実態を揃えてないと考えざるをえないので。

○八田主査 通達のあるなしに関係なく。

○松岡課長 ある意味通達のあるなしに関係ないというレベルの話かもしれませんが。とにかく、通達はこの法律の趣旨を明確にしたものでないかと考えております。

○八田主査 そうすると、通達なくても法律があるからそれで、理容所である場合は美容所でない、法律だけからそれがでてくると。

○松岡課長 法律の文言だけ読んでそれがはっきりでてくるかということ、法律そのものに直接書いてあるわけではないですが、2つならべて法律の趣旨目的を明らかにするということで、通達が大ざらておりますので、ある意味、われわれは趣旨目的を通達は明らかにしているものだと考えています。

○八田主査 そうすると、先ほどのご意見とちよつとちがって、通達があるから、いっぺん美容所として認められたところは、理容所として認められないと、そうおっしゃるわけですね。

○松岡課長 通達が明確にしているということは、われわれとしては確かだと思いますが、通達がよっているところはまさに法律の趣旨目的からくるものだと考えております。

○八田主査 まっすぐな答えがないですが、先ほどおっしゃったのは、通達があるなしに関係なく法律が理容所と美容所が別であるということから、どっちかに認められたら、もうひとつのほうの要件を満たしても重複は認められないとおっしゃったのですが、それでよろしいのでしょうか、ということをお伺いしているんですが。

○松岡課長 ある意味で、われわれとしては、法律の文言にはっきりそう書いておれば、法律で明確にわけているといえますが、法律の文言でないが、2つあるということを元にして、2つの重複届出はできないという形になっているだろうと、もともとの法律の趣旨目的のところだということでもあります。

○八田主査 法律には書いてないけれど、趣旨目的があるから、重複届出したい人を禁止する、その人の自由を奪うということですか。

○松岡課長 法律が制定したときから書かれているものですので、理容所は理容を業とする施設でありますし、美容所は美容を業とする施設であるとはっきり書いてあります。

○八田主査 という、通達のあるなしに関係なくということですね。

○松岡課長 ある意味、通達あるなしに関係なく、法律が2つあって、それによってきたゆえんのところからきているのではないかと。

○八田主査 理容師法と美容師法が別々にあるということから、一方で届けられたものは、他方の条件をみたしていても、届出を受理することはできないと。後で判明したら受理できない。

○松岡課長 そういうことでわれわれとしては考えている。

○八田主査 郵便物が届いた段階で、その場所が理容所として届けられていれば美容所としては受理しないということですね。その段階で。

○松岡課長 本来的には受理しない。

○八田主査 本来的にとは。わかっていけばしないということですか。

○松岡課長 わかっていけば受理しない。

○八田主査 わかりました。それが手続法と合致するかということですね。問題は。どうもありがとうございました。

以 上